

議第27号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年 2月29日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「離職し（次項に規定する場合を除く。）、又は」を削り、
同条第3項中「懲戒その他別に定める事由により」を削る。

第13条第2項中「100分の125」の右に「から100分の150までの範囲内で別に定める割合」を加える。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

提案理由

職員の給与を改定する必要があるので提案する。